



国海安 75 号
平成 21 年 12 月 2 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長

久保田 秀夫



船舶検査心得等の一部改正について

船舶検査心得等の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



平成 21 年 12 月
海事局安全基準課

船舶検査心得等の一部改正について

1. 背景

2008 年 3 月に開催された第 57 回海洋環境保護委員会 (MEPC57)、同年 10 月に開催された MEPC58 および 2009 年 3 月に開催された MEPC59 において、MARPOL 条約の統一解釈の改正等が承認された。

今回、これに対応して、安全法および海防法の検査心得の一部について、別添のとおり改正を行う。

2. 概要

○安全法心得

(船舶機関規則)

- ・ スケグを有する場合の、船底外板から燃料油タンクまでの防護距離の測り方を明確化する。
- ・ 船幅方向に平坦な船底勾配を有する場合の、船底部と船側部の境界を明確化する。

(船舶区画規程)

- ・ 貨物ポンプ室の防護距離における規定に関して、貨物ポンプ室に設けるウェルの底面までの距離を測る基点を、「船底外板」から「基線を含む水平面」に変更する。
- ・ その他、各条文のタイトル変更等、所要の改正を行う。

○海防法心得

- ・ スラッジ焼却装置等を備えている場合にスラッジタンクの容量を半減することができる現在の取扱いを、平成 22 年 7 月 1 日以降に建造される船舶について廃止する。
- ・ 油の仮想流出量の計算上、イナート・ガス装置によって加えられる圧力(p)の上限値を 5 キロパスカルとする。
- ・ 凡例を安全法に合わせた内容に改正する。

3. スケジュール

公布の日：平成 21 年 12 月 2 日

施行日：公布の日

以上